

令和3年度あきる野市障害福祉サービス事業者等指導監査結果

令和3年度に障害福祉サービス事業者等に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施事業者

No	事業者名	サービス種別	実施日
1	合同会社h&s Mahalo	居宅介護	令和3年10月12日
2	合同会社h&s Mahalo	重度訪問介護	令和3年10月12日
3	放課後等デイサービス コア	放課後等デイサービス	令和3年10月13日
4	ベネレートサービス	居宅介護	令和3年11月5日
5	ベネレートサービス	重度訪問介護	令和3年11月5日
6	あきる野福祉工房	就労継続支援B型	令和4年1月12日

2 指導監査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営管理	11	19
サービス提供	18	13
合計	29	32

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	根拠法令等	件数
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表に必要事項（従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）の一部が記載されていないため、改善すること。 ・従業員の資質向上のための研修を実施し、記録すること。 	都条例 155 第 12 条、第 43 条（第 12 条準用）、第 188 条（第 56 条準用） 都条例第 139 第 76 条（第 14 条準用）	8
虐待の防止	虐待防止等のための必要な体制（虐待防止委員会の設置及び開催、従業員に対する研修の実施、虐待防止責任者の選定等）を整備すること。	虐待防止法第 15 条 都条例第 155 第 3 条第 3 項、第 40 条の 2、第 43 条・第 188 条（第 40 条の 2 準用） 都条例第 139 第 3 条第 4 項、第 76 条（第 43 条準用）	4
業務管理体制の整備	業務管理体制を整備し、その内容を東京都に届け出ること	支援法第 42 条、第 51 条の 2 支援法施行規則第 34 条の 27、28 児福法第 21 条の 5 の 26 児福法施行規則第 18 条の 37、第 18 条の 38	4
内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に必要事項（営業日、第三者評価の実施状況、受給者証発行自治体の苦情相談窓口・虐待通報窓口等）を記載すること	都条例 155 第 13 条、第 43 条・第 188 条（第 13 条準用） 都条例 139 第 76 条（第 16 条準用）	4
個別支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成に当たり、アセスメントを実施し、その内容を記録すること。 ・サービス提供責任者はモニタリングを行い、その結果を記録すること。 ・個別支援計画に必要事項（従業員が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程、担当する従業員の氏名及び当該従業員の種別等）の一部が記載されていないため、改善すること。 	都条例 155 第 10 条、第 188 条（第 54 条準用） 都条例 139 第 76 条（第 12 条準用）	12

※全ての指摘事項が令和3年度内に改善されています。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「都条例155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第155号)

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

「都条例139」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第139号)

「児福法」＝児童福祉法(昭和22年法律第164号)

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

「虐待防止法」＝障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)